

平成 28 年 2 月 10 日から同年 3 月 8 日までに規制所管府省から提出された規制シート一覧

○ 規制改革会議において再検討が必要と判断した規制について（規制改革ホットラインに寄せられた提案事項）

項目		府省庁	ページ
投資促進等WG	割賦販売法における教育ローンにかかる規制	経済産業省	1
	景品類の制限及び禁止	消費者庁	3
	自動車の封印制度	国土交通省	5

○ 規制改革会議における審議事項に関連する規制について

項目		府省庁	ページ
投資促進等WG	グループ企業間の法律事務の取扱いに係る規制	法務省	7

規制シート(様式)

(別紙1)

180196101590001

平成28年2月15日

規制の名称	割賦販売法における教育ローンにかかる規制	所管府省	経済産業省
根拠法令等	割賦販売法(第2条4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	商務流通保安グループ 商取引監督課 課長 坂本 里和
規制目的	割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止に必要な措置を講じることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与すること。		
規制内容の概要	<p>【行為規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別信用購入あっせん関係受領契約(クレジット契約)を締結する際の消費者の支払可能見込額を調査する調査義務。</li> <li>・消費者の情報の取扱い、委託業務の適確な遂行の確保及び消費者からの苦情の処理のために、必要な措置の実施義務。</li> <li>・個別信用購入あっせん業を営むには登録が必要。</li> <li>・指定信用情報機関への消費者の信用情報の登録義務。等</li> </ul> <p>【民事ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の解除及び期限の利益を喪失させることができる場合の制限。</li> <li>・契約解除の伴う損害賠償額の制限。</li> <li>・販売業者との間に生じている事由をもって個別信用購入あっせん業者からの支払い請求を拒否することができる。等</li> </ul>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となる。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断を行っている。	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	平成20年において、新たに個別クレジットを行う事業者を登録制の対象とし、監督規定を導入する等の改正を行った背景には、当時、クレジット取引に関する消費生活センターへの相談件数の約8割が「個品割賦購入あっせん取引」(教育に係るクレジット取引含む)に係るものであったことなど、個別クレジットを利用した消費者トラブルが増加したことがあげられる。 現行法における個別信用購入あっせんに係る規定が、このような実態を背景として措置されたものであることを踏まえつつ、産業構造審議会割賦販売小委員会において、都銀懇話会及び(一社)全国地方銀行協会から個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要望について聴取した上で審議をした結果、今回提案のあった銀行を法の規定から適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえないという結論を得ている(この結論については、同審議会が平成27年7月にとりまとめた報告書においても記載されている。)	規制の維持、改革又は新設の別	-
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	平成二十年六月一八日法律第七四号 附則第八条		
次の見直し時期	平成三十二年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>-</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

090196201340002

平成28年2月18日

規制の名称	景品類の制限及び禁止	所管府省	消費者庁
根拠法令等	不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号) 一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限(昭和52年公正取引委員会告示第5号) 景品類の価額の算定基準について(昭和53年公正取引委員会事務局長通達第9号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	表示対策課長 真淵博
規制目的	商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること。		
規制内容の概要	不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第3条は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣は景品類の価額の最高額等の制限又は景品類の提供の禁止をすることができる旨を定めている。いわゆる総付景品の提供に関する事項の制限については、同条の規定に基づき、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)が制定されており、「懸賞・・・によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の十分の二の金額(当該金額が二百円未満の場合にあつては、二百円)の範囲内であつて、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない」と定められている。 そして、景品類の価額の算定方法は、「景品類の価額の算定基準について」(昭和53年公正取引委員会事務局長通達第9号)において、「景品類の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価格による」とされている。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	景品表示法は、事業者が過大な景品類を提供することにより、不当に顧客を誘引することを規制している。景品類の価額については、景品類の提供に係る取引の価額との対比において、景品類の価額が多額になるほど顧客誘引効果が大きくなること、その算定方法は「景品類の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価格による」とされている。景品類の提供を受ける者は景品類の提供に係る取引において消費税込みの金額を支払って商品等を購入することから、景品類の価値(景品類の提供を受ける者が景品類から得たと感ずる利益の程度)も消費税込みの価格が基準となる。したがって、「景品類の価額の算定基準について」における「通常購入するときの価格」とは、消費税込みの価格である。 なお、消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されているものの、事業者の企業努力による自由な価格設定が制限されるものではない。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	-		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>-</p>

## 規制シート(様式)

(別紙1)

190195101850003

平成28年2月16日

規制の名称	自動車の封印制度	所管府省	国土交通省
根拠法令等	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条、第28条の3、 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第8条、第12条、第13条、第14条、第15条、第15条の2、第15条の3、第15条の4	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	国土交通省自動車局自動車情報課長 益田 浩
規制目的	封印の取付けにより、自動車登録番号標の不正な取り外しを防止し、所有権の公証がされている登録自動車と、各種の行政目的のために自動車を特定する自動車登録番号標の真正な関係を確保する必要があるため。		
規制内容の概要	登録自動車は、道路運送車両法(以下「法」という。)第4条の規定に基づき、自動車登録ファイルに登録を受けることにより自動車の所有権の公証を行っており、登録されている旨を明らかにするため、法第11条の規定に基づき、自動車登録番号標を自動車に取り付けた上、封印の取付けを受けなければならないとされています。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	封印の取付けにより、自動車登録番号標の不正な取り外しが防止され、所有権の公証がされている登録自動車と、各種の行政目的のために自動車を特定する自動車登録番号標の真正な関係が確保されるのであり、ご提案のように封印を廃止すると両者の真正な関係を確保できなくなるため、ご提案の内容に対応することは困難と考えます。 なお、封印の取付けは、法第28条の3第1項の規定により、道路運送車両法施行規則第13条に定める封印の取付けを行うことが登録自動車の所有者の利便を増進するものであること等の要件を備える者に委託をすることができるとしており、運輸支局や出張封印場のみならず委託を受けた自動車ディーラー等の事業場においても封印の取付けを行うことで、運輸支局や出張封印場に車を移動しなくとも封印の取付けを受けることを可能とし、ユーザーの負担が過度なものとならないように配慮しています。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

190195101850001

平成28年2月15日

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

## 規制シート(様式)

(別紙1)

120194902052001

平成28年2月15日

規制の名称	グループ企業間の法律事務の取扱いに係る規制	所管府省	法務省
根拠法令等	弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	大臣官房司法法制部司法法制課  課長 西山 卓爾
規制目的	「(弁護士)資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、みずからの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないでなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられた」(最高裁判所大法廷昭和46年7月14日判決)		
規制内容の概要	グループ企業間の法律事務の取扱いが、「弁護士又は弁護士法人でない者」が「報酬を得る目的」で、他人の「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して」「鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱う」ことを「業とする」ことに該当する場合には、刑罰法規である弁護士法第72条本文の構成要件に該当することになる。 他方、同条ただし書において、「この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない」としており、他の法律において、法律事務を取り扱うことを業務として認めている場合には同条本文の規制が及ばない。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	4月を目途に弁護士法第72条の解釈について何らかの見解を示すことを含め、検討中	規制の維 持、改革又 は新設の別	検討中
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	弁護士法第72条の解釈について何らかの見解を示すことを含め、検討中。 なお、法改正によることについては、弁護士法第72条の趣旨も踏まえれば、相当ではない。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		



規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>